

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談

2. 日時：令和4年6月14日（火）13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、

小舞管理官補佐、荒井安全審査専門職、加藤原子力規制専門員

文部科学省

原子力課

横井原子力研究開発調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 本部長 他6名

高速増殖炉もんじゅ 所長代理 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請について
（概要）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	させる。
0:00:02	本日いただいている資料は昨日ですかね送ってきていただいた資料があると思いますが1点のみの説明だと思っておりますが認識は間違っていないでしょうか。
0:00:18	はい。実証本部サワザキです。その通りです。昨日の送った資料そのまま変更ありません。そうしましたらその説明資料、ホームページですかねご説明の方をお願いいたします。
0:00:33	はい。現象機構の事象部の荒井でございます。
0:00:36	今ご紹介いただきましたように、本日は、これまで廃止措置計画の変更について、ご説明をさせていただきましたが、今般、
0:00:47	その計画変更に伴う保安規定の変更を申請案についてまとめたことから、計画と合わせて、申請をさせていただきたいということで、本日、資料に基づきまして担当より、
0:01:00	ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。なお門田におきましては、第二段階の移行に合わせて、現場の解体工事をする体制であったりとか、
0:01:11	或いは名取三木の解体等の技術確立を任すを加速させていくための体制を構築していきたいというふうに思っております、
0:01:21	そこに、それに関わります、組織変更の申請につきましては、今回の申請とは分けてですね、別に
0:01:31	の後、後日、申請をさせていただきたいと、いうふうに思って考えておりますので、ごりご理解をいただければと思います。それでは門司の方から説明をさせます。
0:01:44	門司品質保証課山元です。それでは保安規定の変更認可申請の概要についてご説明させていただきます。
0:01:52	まず1ページ目のはじめにでございますが、学校と今お話のありました通り、第二段階の移行に伴う保安規定の変更申請については、2段に分けて実施させていただくということを考えております、
0:02:06	こちらではそれぞれの変更内容と申請時期について記載させていただきました。
0:02:12	まず一つ目のポツでございますが、廃措置の第一段階から第二段階の移行に伴いまして廃措置計画の変更を行っておりますが、これに伴いまして、第二段階前半の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	保安管理の内容について、保安規定に規定いたします。
0:02:28	こちらの申請時期は、6月末というふうにさせていただいております。
0:02:34	それから二つ目のポツでございますが、もんじゅの廃止措置の計画の実施に対して、この計画全体の使用作業と工程を俯瞰した上で、ナトリウムの搬出に係る設備改造、それからナトリウム設備の解体、廃棄体化に関わる技術基準の5、
0:02:52	5等の検討を、第二段階の前半から加速させる必要があるというふうに考えております。現在のこれを施工した組織の最終案の策定とを関連する保安規定の変更案を検討しているところでございまして、
0:03:04	こちらに少し時間を要することからですね、組織体制の変更部分については、今般の6月に行います変更認可申請の後に改めて行うこととさせていただきたいというふうに考えております。
0:03:18	なお、こちらの申請時期については10月を目途ということにさせていただいております。
0:03:25	2ページ目です。
0:03:28	以降はですね6月の申請の中で行います保安規定の主な変更内容について簡単にご紹介させていただきます。
0:03:36	まず、第3章の保安管理体制でございますが、一つ目のグレーのハッチングのところについては、先ほど申し上げました通り、組織改編に係る組織職務の見直しでございますので、10月を目途に申請させていただきたいというふうに考えております。
0:03:51	下の原子炉主任技術者から廃止措置主任者の変更でございますが、炉心等から燃料体を取り出された状態となったことを踏まえまして、
0:04:02	もんじゅのファン規定の審査の考え方に基つきまして、炉主任を対しまして、新たに配布主任者を設定いたします。
0:04:09	これに伴いまして、廃止措置主任者の選任要件ですとか職務といったところを、を定めるための変更となります。
0:04:18	それから第4章の廃止措置管理でございます。一つ目の運転管理に関する恒久的な措置の変更でございますが、今後は原子炉内に燃料体を装荷しないための措置として、燃料出し入れ孔プラグが装荷された状態を保持しまして、
0:04:34	ドアバルブの改良を不可能とする処置、それから地下台車の新年の輸送機案内管に蓋をすることで、移送経路を遮断するという処置を保安規定に追加いたします。
0:04:46	続きまして、燃料取り出し完了に伴う運転員の人数変更になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:53	第2段階における当直業務全般ですとか中央制御室における役割等を踏まえまして、第2段階における運転員の適切な人数を検討した結果、1直当たりの人数は五名から4名以上、
0:05:07	に改めまして、常時中央制御室に確保する人数は2年以上が1名以上に変更いたします。
0:05:15	続いて、第2段階における施設運用上の基準の設定についてです。
0:05:21	今回、第2段階のプラント状態を踏まえて、施設運用上の基準を設定いたしますが、こちらについては別途後段の資料で考え方をご説明させていただきます。
0:05:32	それから工事の計画及び実施の工事のは、見直しでございます。
0:05:37	第1段階では5点の分布評価を工事として定義づけましてその実施プロセスを保安規定に定めておりましたが、第2段階では、その汚染の分布評価に加えまして、
0:05:47	廃措置計画の本文、第二段階の解体の方法、こちらに記載しております、例えばナトリウム機器の解体準備等、こういった工事を対象に追加するために、定義を変更するといったような内容でございます。
0:06:02	4章の最後はですね、措置計画の実施工程管理の見直しになります。こちらは、措置計画の本文の11のところ、廃措置の工程というのを記載しております、
0:06:13	その中で、第1弾においては燃料取り出し作業が完了しないと判断した場合は、その内容拝察計画に反映して変更認可を受けるといったようなことを規定し、規定しておりましたが、
0:06:25	第2段階ではその対象をこちらに記載しました2031年度中に法査定ばルウムナトリウムが単一。
0:06:33	できない場合という形で、挨拶計画で新たに規定しておりますので、保安規定側もその変更を反映するといった内容でございます。
0:06:44	次のページ3ページ目でございますが、第5章の燃料管理になります。
0:06:49	こちらはですね主に燃料体取出し作業が完了したことに伴う見直しとなっております。
0:06:55	一つ目のポツですが、今後新燃料を炉外燃料貯蔵槽に貯蔵することはありませんので、新燃料の貯蔵場所から炉外燃料棒を削除いたします。
0:07:05	二つ目のポツですけれども、燃料体取出し作業が完了することを踏まえまして、老人構成要素等取替取り出し作業を燃料処理貯蔵作業。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:15	それから破損の恐れのある燃料の検査、こちらの条文をすべて削除いたします。
0:07:21	また、次のポツですが、今回燃処理貯蔵作業に関わる条文を削除いたしますが、現行のこの条文内の中には、燃料池の中にある燃料体の配置図を定めておりますので、
0:07:34	当該配置図を別条項に移動させるとともに、貯蔵エリアの見直しを行うこととしております。
0:07:42	それから次の炉心構成要素の性能維持確認ですが、こちらは今後新たな炉心構成要素を搬入するといったことはございませんので、そのために実施いたします炉心構成要素の確認行為に関する条文は削除いたします。
0:07:58	続きまして使用済み燃料の運搬に燃料出し入れ機を用いるといったことは取り出し作業が終わりましたので、記載を削除いたします。
0:08:09	最後に新燃料の運搬に関する事項ですけれども、新燃料の管理区域外の運搬に診療燃料移送機を移送するといったことは、今回削除いたしました条項の中に定めておりましたのでこちらも別条項に定め直すといった観点の変更となります。
0:08:28	続いて、6章の放射性廃棄物管理でございますが、遮へい体取出し作業に関する変更となります。
0:08:36	今後、遮へい体取出し作業は放射性廃棄物の運搬として取り扱いますので、同じく審査の考え方に基づきまして遮へい体の保管に関する具体的な管理措置といたしまして、燃料池における保管場所を規定いたします。
0:08:51	それから7章の放射線管理です。
0:08:55	この放射線管理ですが、今回廃止措置計画の中で、性能施設の見直しを行っておりますが、その中で燃取作業が完了することを踏まえまして、ガンマ線エリアモニターの台数について見直しております。
0:09:09	その変更内容について保安規定側も反映するといった内容でございます。
0:09:15	八章のステップ管理です。これまでですね、廃措置計画の6-1表の中で、性能施設の性能、それから維持台数といったところは、許認可通りというふうに記載しておりまして、
0:09:28	その内容を点検計画等に展開するため、具体化するために、この第103条の中に、別表103というのを設けて、少し実機レベルで詳細化したものを設定しておりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:42	今回廃措置計画の6-1表の見直しの中で、今申しあげました性能、性能といったところと維持台数といったところは、明確化させていただくことを予定しておりますので、それに伴って、この別表103といったものが不要になるという観点から、
0:09:59	今回、当該の表を削除するという変更になります。
0:10:03	それから、9章10章については現行準拠するというので、変更はございません。
0:10:09	最後に11章でございますが、記録及び報告として、これまで申しあげましたもろもろの変更に合わせて、こちらの記録及び報告の内容について見直す予定と。
0:10:22	しております。
0:10:24	それから最後に4ページ目のスライドでございますが、
0:10:30	こちらは第2段階における施設運用上の基準についてのご説明の資料となります。
0:10:35	上段の四角の中に見直しにあたっての設定にあたっての考え方を記載させていただいております。
0:10:43	また廃措置の第一段階ですが、炉心に燃料が残った状態ということで、そういった状況で原子炉の安全を維持しつつ、燃料体取出し作業を実施する必要があったために、
0:10:54	運転段階の考え方を基本といたしまして、施設上の基準を設定して参りました。
0:11:00	第二段階の前半におきましては、この燃料体取出し作業が完了しまして、炉心等から取り出した燃料がすべて燃料池に一貫された状態になると。
0:11:10	いうことを踏まえまして、またの廃措置プラントと同様に、燃料池の水位水温といったところを、施設運用上の基準として設定するといった考えでございます。
0:11:20	簡単に下の絵のところを、
0:11:24	ちょっと紹介させていただきますと、絵の中についでる吹き出し部分ですが、こちらがI措置の第一段階で置いて設定しておりました施設運用上の基準となります。
0:11:35	左上の方に色の違う吹き出しがありますけども、こちらが第2段階における施設運用上の基準となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:43	四角の中で申しあげました通り、燃料池には引き続き燃料が貯蔵されておりますのでそちらの水位水温を施設運用上の基準として徹底するという考えでございます。
0:11:55	それから絵の左側と右下辺りに、ナトリウム漏えい監視、
0:12:01	第34条が書かれていますがこちらにアスタリスクをつけさせていただいております。
0:12:06	こちらは、今後、ナトリウムを危険物として取り扱う関係から、この取り扱いについてQMSに定めて運用すると、いうことを考えております。
0:12:17	また、その他の事項につきましても、引き続き性能施設として必要な保全検査を実施するというふうを考えておきまして、加えて必要に応じて運転管理に関する事項につきましても、QMSに定めて運用するといったことを予定しております。
0:12:35	説明は以上となります。
0:12:38	はい、説明ありがとうございました。ただいまの説明に対して規制庁側から確認コメント等ありましたらお願いします。
0:12:56	すいませんカトウです。よろしいでしょうか。
0:13:01	はい、どうぞ。
0:13:02	はい。コメント確認。
0:13:05	何ぼってというか教えていただきたいんですけども。
0:13:10	1 取り組み。
0:13:13	江藤。現状、休憩し措置のところ、
0:13:18	2 ページの運転停止に関する恒久的な措置の変更とフォローアップですね。
0:13:25	二つそっちが書いてあると思うんですけども、
0:13:29	後から医者も、蓋を設置して移送経路を遮断する処置だけじゃ駄目な理由ってというのは、何かあるのかどうかってのをちょっと教えていただきたいんですが。
0:13:43	合ってる。
0:13:45	燃料関係はタカギですよろしいでしょうか。
0:13:49	はい。お願いします。はい。恒久的措置ですけども、地下街シャアのところの案内管の不たですと、
0:13:57	今、ここの経路は新燃料を移送する経路になっておりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:03	現在新年度ちょうどラックに新燃料があるということで、それを輸送する経路を遮断するという観点で負担をつけるということを書きました。
0:14:12	あと、それだけでは駄目なのかっていうことにつきましては、現在使用済燃料プールの方にですね、使用済み燃料当然保管されています。それを、
0:14:22	逆にそうして炉心に持っていけないよということの措置として、燃料出し入れドアバルブの閉鎖年っていうのを追加していく。
0:14:31	ですので、その両方から、燃料が入らないよということ、そういった措置で考えております。以上です。
0:14:40	逆位相ができてしまうような設計になってるってこと。
0:14:44	開け、
0:14:46	ことはできませんけれども、インターロックをこうしたりですね、いろいろ手だてを使えば、できないこと、できないことはないの、そういう悪意を持ってってことになるんですけども、
0:14:57	そういったことをすべてできないようにするというための措置なり、
0:15:02	わかりました。そう。そうすると、ちょっと疑問が出てくるのが
0:15:08	よくインターロックがあって一応逆移送できないけどインターロックを切ればできるってことなんです、それって今回の新たに追加する燃料出し入れ高 P L U G
0:15:18	を投下した状態を保持するっていうのも、結局この、
0:15:22	飲料体外を移送する場合も、外すってことは外すことができるような形になっていると思うので、何かあんまりこの
0:15:30	措置自体に何か意味がないよね。
0:15:33	気がしてしまうんですけども、
0:15:36	そのあたりはどう考えればいいんでしょう。
0:15:41	燃料環境がタカギです。
0:15:43	今日
0:15:46	携帯等問い合わせ時はですね当然解除しないと、炉心から出せませんので、そこについては、その作業のために解除するっていうことに対して、
0:15:58	除外規定を中に、情報の中に医療を持っていく。
0:16:02	ですので、最大の取り出しの作業に限っては糸井主任者の確認を経て、甲斐解除するという情報を取り、規定させていただいて、管理する。
0:16:14	そういう、そういう加味したいと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:22	はいわかりました。
0:16:25	これはちょっと内、内部的にもちょっと相談だと思っんですけれども、
0:16:31	なんか、ここの恒久的措置の要求っていうのは今のその審査の考え方でいうと、保安規定にしか、
0:16:41	その燃料を装荷しないための措置っていうのを、各ようにっていうのが保安規定の審査の考え方にしか記載されてなくて、
0:16:50	配布措置上は、
0:16:53	起動できない措置が講じられていればいいよっていうふうになってるので、
0:16:58	何か、
0:16:59	何ていうかね保安規定には、
0:17:03	鑑定ソフト的なことを書けばいいのかなと思うんで、
0:17:07	もう何て言うかね、このドアバルブの開閉を不可能にする措置っていうのをあえて何か書く必要はないんじゃないのかなというのが私の個人的な考え方なんですけど。
0:17:17	あそこは相談だと思います。
0:17:19	ちょっとまとまりのない話で申し訳ないんですけど、
0:17:24	すいません、有吉です。
0:17:27	加藤さんの言うことは最もだと思って、
0:17:30	さっき高木さんが、
0:17:34	何だっけインターロックをいじればみたいなこと言ってたけど、それだったらインターロックいじらんするとかね。
0:17:41	そっちの方がいいんじゃないかという気がしますけどね。
0:17:53	燃料関係がタカギです。インターロック、すいません表現が悪かったのかもしれないけれども、
0:18:01	そうですね言ったら、
0:18:04	変えられないのは変えられないんですけども、あそこの管理、
0:18:09	毛布
0:18:10	あそこの紙も含めてって言い方悪いですけども、
0:18:14	機械的に取り出す、いわゆるアクセスができないようにするっていう方法の方を巻き徹底した方が、
0:18:24	いいのかなという、そういった判断があってこういう規定を作ってみたんですが、
0:18:29	ソフト的にということであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:34	どうなんすかね。なかなか動きが難しいから。そう。いやだって、遮へい体をね、取り出してる時は開けるわけでしょここで知る心がけて道原わけで、
0:18:46	燃料出し入れ機使うわけでしょ。
0:18:49	あれ、逆にね特に悪意があると。
0:18:54	燃料域から持っていこうと思えばもっと行けるルートで来るわけですよ ね。
0:18:59	だカラー、ここ頑張っても、何かあんまり意味がないような気がして て、
0:19:04	それだったらもう1回、燃料域に入った燃料は、
0:19:09	出せないような管理をする。
0:19:11	みたいな方が、数字がいいんじゃないかってことだと思うんですけど ね。
0:19:16	私、インターロックの世話って言ったところはですね、通常、この燃料 取り出しとして炉心は違う者への取り出しで、炉心からE V S Tに移送 する際には、
0:19:28	燃料出し入れ機は機械的に燃料言って、ここにアクセスできないように なっていますので、
0:19:34	そこは一旦、悪意を持ってっていうところなんですけども、通常の燃料 取り出しっていうことではなく、
0:19:45	とりあえずね教えろ浸透するっていうアプリでもってやろうとすると、 できなくはないんですが、通常の運転の中では、機械的なインターロッ クによって、アクセスができなくなってますので、
0:19:58	そこは大丈夫かなというふうに思って見つける
0:20:01	うん。だから、そっちの方が大事で、結局これ雑誌カプラグって開ける わけでしょ。
0:20:09	はい取り出しの際には早いからここはね、もう絶対開けないというんだ ったら、理解はできるんだけど、そうではなくて結局開けないと仕事に ならないんだから。
0:20:19	ここで幾ら頑張ってもね、恒久措置にならないでしょということだと思 うんです。
0:20:26	はい。
0:20:28	そういう期間があるからということですね。
0:20:33	だカラー、これ、すいません、もう少し検討されたら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:37	どうでしょう。
0:20:39	今ちょうどこれ、
0:20:42	ちょっとさ、ポリシーで、
0:20:45	見せてくれませんかね。
0:20:48	祖父フロー図でもいいんですけれども、
0:20:53	7月の監視委員会の資料に添付でつけておりますので、
0:20:57	それーでもいいかもしない。
0:21:02	結局、
0:21:03	僕は実は機械機械的に
0:21:07	これ、これ以上多分もんじゅがその悪意を持って何がしかのすることをする と思ってなくて、
0:21:16	今から運転しようなんていう話にもなるはずもないんですよ。
0:21:22	だとすると、
0:21:24	そんなにお金をかけて工事がどうのこうのとかそういう話もして欲しく もないんですよ。この件に関して言えば、
0:21:31	だとすればもうそちょっと僕、加藤が言ったのが何かっていうのはいま いち分かんないんですけど。
0:21:38	実は、
0:21:40	ソフト的な対応だけでいいような気がします。
0:21:44	操作を2人でやる。
0:21:46	2人やって相応。
0:21:49	嘘のチェックリスト。
0:21:52	今日保存義務かけて、
0:21:56	検査官に見せるようにするとかね、そういうパターンで僕はいいような 気がするんだけど、
0:22:02	そんなここ、
0:22:13	すみません、今、画面を共有してると思いますがこのAは写ってますで しょうか。
0:22:19	規制庁が移ったそういうほか、皆さん見えてますでしょうか。
0:22:26	見えてますよ。はい。
0:22:28	こちらですね左側真ん中ぐらいに書いてあるのが原子炉容器と書いてあ りまして、
0:22:35	この赤の点線で囲ってるところが変らしいレコードになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:40	遮へい体の取り出しですね、炉心から取り出してE V S Tに移送するときは、
0:22:45	こちらの炉心I Aワーキングからこのイベントにアクセスします。
0:22:51	その際には、この燃料出し入れ機がこれ、こちら辺からですね先に行けないようにここにストッパーを取り付けて、機械的に行けないようにすること。
0:23:02	あとそれから、'力は、そうこうするエリア、この燃料の炉心からの取り出しのエリアと、それから、D N Pから燃料池持ってくるエリアで、
0:23:13	言い方悪いんですがケーブルを引っ張って動く機械なので、
0:23:19	ケーブル小牧取る装置が実は炉心側とエネルギーの方に両方低減して、それを切り換えて運転しないと動けないようになってる。
0:23:29	っていう機械的なインターロックがあって、出し入れ機は炉心から、
0:23:34	イベントに持ってくるときは、ここの範囲でしか動かないように、機械的なストッパーをつけるのと思って、ケーブルの巻き取り装置がこのエリアでしか動かない設定を変えてしまうとかそういった措置で、燃料池に行けない。
0:23:47	ということになるので、
0:23:50	逆に燃料池の方に持ってくるときは、こちらのF Pから先のところにストッパをつけて、機械的に行けないような措置を取らして、
0:24:03	こちらの濡らし利益がエネルギー側の方に持っていけるように、
0:24:10	ご興味をそういう形で、
0:24:12	というようなインターロックですので、
0:24:17	こちらからお分ける行為っていうのは炉心からの取り出しの時しかあけない。
0:24:23	というふうに規定をしてあげておけば、
0:24:28	炉心からの取り出し作業の中では、この燃料費の方に機械的に行けないので、
0:24:33	大丈夫かなと、そう思った次第です。
0:24:38	高木さんこれあれでしょ、そうは言いながらね、燃料駅から仮にE V S T曇ってきちゃったら、行っちゃうわけでしょ。
0:24:48	だから、燃料池からE V S Tに持って行きませんということを単純に説明したってことだと思うんですね。
0:24:59	はい。
0:25:01	そうですね。ですから

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:04	こちらの炉心からの取り出しの方ではいけないんですが、1人貯蔵の方のものになると。
0:25:12	S Dと燃料プール間が、
0:25:14	行き来ができるようになるので、
0:25:17	あそこから児童ってちょっと不可能ですけども、
0:25:22	そこだカラー
0:25:24	要するにくどくど燃料池からE V S Tにはこう持っていきませんと。
0:25:30	いうところさえちゃんと説明しておけば、'力をP L U Gなんて話はしなくていいんでしょ、ということだと思うんですけどね。
0:25:38	はい。
0:25:39	わかりました
0:25:41	はい。
0:25:42	そうです。加藤さんはそういうことでしょ。
0:25:48	僕もっと簡単でいいと思ってるんですよ。
0:25:51	実は、
0:25:55	全部遮へい体取り出すまでは、
0:25:58	全部動かせるようにしといてもいいんじゃないかっていう気がしてるんですよ。
0:26:03	そこから突っ込まないっていう恒久措置をとればいいのかっていう気もするんですけども。
0:26:12	軽水炉だとそういう発想なんじゃないかっていう気がするんですよ。うん。細野さんあれですよ、燃料出しカプラグをここに書かないというのは、今の細見さんの方がいいっていうことに沿ってると思いますけどね。
0:26:26	それでいいの。うん。要するにここにね、戸田白倉が絶対できませんって言っていかざるをえないんだから、
0:26:36	二名ないでしょと。
0:26:37	とにかく新燃料が入ってかなきゃいいんだから、そこだけん約束もらえばいいですよということを言ってるだけ。うん。
0:26:47	うん。わかった分かったんでごめんなさい本中を理解をしないで言ってるんであれなんですけど。いや、おそらくね多分有吉さんが解釈してたら多分その通りでいいんだと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:02	だから、そんなにうち厳しくやるとなるんじゃないかと思うんだよ。高部さんが真面目にちょっとやり過ぎてんじゃないって気がするんだけどこれ。
0:27:11	俺が間違ったのかな。いや、その感想僕も同じ感想です。
0:27:17	何金田高根課長が一生懸命やろうとしてることって、
0:27:22	ありがたいんですよ、規制はそれで大変ありがたいんですけども、実はそこまでそんなに意味がある行為じゃないんじゃないかっていう気がするんですよ。
0:27:36	何となくね。それで、
0:27:38	であれば、もう少し作業作業の、
0:27:43	その仕方やり方、管理の仕方、そっちの方を厳しくしてもらった方が、
0:27:50	我々はいいいんですよ。
0:27:53	結局
0:27:54	炉心をする炉心に例えばその全部燃料交換するまで黙ってるなんて、そのまま例えば悪意を持って運転しようとして、炉心5儲け構成しようと思いましたと。
0:28:07	何日かかりますと。
0:28:10	そういうことですよ。
0:28:15	そうそんな時にばれないって、その声ができるかっていうことですよ検査官に。
0:28:22	ということは、形それをそれを、
0:28:26	検査官にばれないようにその通りを、
0:28:29	するという前提で、
0:28:32	考えていったときに、いや、皆さん考えたくもないでしょうけども、考えていけるように、それができないようにすればいいだけでしょ。
0:28:40	安全。
0:28:43	今の段階ではそうじゃないかと思うんですけど。
0:28:47	有賀さんが多分今言ってくれたので、そのプランがどうのこうのっちゅう話は多分そういうことなんだと思いますよ。
0:28:54	だからちょっと対角さすがにちょっと自明にやり過ぎてる気がするけど、
0:29:02	はい。
0:29:03	今燃料域にある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:05	使用済み燃料がですね例えばその診断の方でコピー f a l s e したときは、ミフ水中からナトリウムに切り換えなきゃいけないので、
0:29:16	そ普通に考えればその水を乾燥させてから、移送させるっていう
0:29:21	そういったことになってくるので、
0:29:24	とてつもない労力がかかるんですけれども、そういった地域もありませんので、
0:29:29	チェックに作ってからってことになりますので深野古屋、狩野、
0:29:33	うん。
0:29:34	そういう説明でいいんじゃないかっていうしますけどね。
0:29:37	はい。
0:29:40	僕もそれでいいような気がするんですよ。
0:29:46	わかりました。今、菅乾燥したというか新燃料が新燃料ラックの方にまだ入ってますので、そちらは二つ、力を負担することで経路を遮断できるので、
0:29:59	どちらも、
0:30:01	これを作る。
0:30:03	それぞれはわかりやすく大変結構だと思いますけど、
0:30:08	一応、その場合にですね実はもう一つちいの関係で、
0:30:14	こういった研究とかをちょっとやりたいて要求が出る可能性だけなんですけれども、
0:30:20	可能性がありましてその際にはちょっと経路のふたをちょっと外さないで、そういった点系統気が力ん中についてますので、そういったことはあるんですけれども、それ以外の要求は特にないので、
0:30:33	普段は閉鎖している。
0:30:35	あります。
0:30:36	可能かなというふうに考え、
0:30:40	うん。
0:30:46	これ、
0:30:51	そっからカトウ分はどうなんだっけ。
0:30:56	私も神戸麻生さんの考えと同じで、今ちょっとシンプルに言うと、
0:31:01	早期対応だけでいいんじゃないかっていうことだったんで、はい。賛成です。
0:31:08	だと思っんですけどねえ。
0:31:11	規制側とすれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:14	アベさんもう1回ちょっと考え直してもらえませんか。
0:31:18	わかりました。
0:31:19	はい。
0:31:20	検討します。
0:31:24	いや会長真面目だからさ。だからこそ我々が信用するところはあるんだけど、
0:31:32	ちょっとねさすがにやり過ぎのような気がする。
0:31:36	やっぱり荒リースアライ不足、もう所長じゃねえや本部長金その目指すそのいわゆるダウンサイズっていうのは、
0:31:47	その中にはその費用のダウンサイズというところも減ってくると思うんで、
0:31:51	できるだけ忍苦で、
0:31:54	リンクの工夫でできるのであればそれを使うべきだし、
0:31:59	高城さんが率いる本ずっとね燃料管理課の、
0:32:05	職員が下部関与してる限りはですよ、そんな悪意を持った行為はしないと。
0:32:11	それさせないと、じゃあさせないために、しない人にでもしないんですよ。
0:32:16	だけどそれだと保証がないから、じゃあさせないためには、いわゆるQMSの考え方で、どうすればいいかっていうのを考えてったほうが僕は建設的だと思います。
0:32:31	はい。わかりました。ご指摘踏まえまして、
0:32:36	内容について、間、検討したいと思います。
0:32:45	はい。そうしましたら、他2点、いかがでしょうか。
0:32:50	じゃあ、有吉ですけどちょっとだけ教えてくださいということなんですが、刀禰1ペー1ページ目。
0:32:58	を見て、二つ目のポツなんですけれど、
0:33:02	ナトリウム系設備解体及び廃棄体化に係る
0:33:07	技術基準ってありますけど、これ、
0:33:10	技術基準ってどんなイメージですか。
0:33:27	はい。以上です。ちょっと技術基準工法という書き方しましたけれども、
0:33:33	こちらはどちらかというところこれまでの説明の中では、技術の基盤整備みたいな話をさしていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:42	今具体的に考えてる技術基準と呼んでるやつについては、もんじゅの中 のですね、作業の要領書を作る時のガイドラインとか、何かそういうの を、
0:33:55	をイメージして機械記載させていただいております。
0:33:58	以上です。
0:34:00	はい。そうすると何かそれも、何か他の言い方ちゃんとわかりやすいけ どあるそうですね。
0:34:08	ということですね。すいません。ちょっと技術基準は少し誤解もあるか なと思いますので、現場の差をガイドラインとか、ちょっと少し、そう いう記載に直したいと思います。はい。
0:34:20	あとにちょっと次、2ページ目なんですが、第4章、上から二つ目。
0:34:26	これ常時中性に確保する人数ってのは1人でもいいと、こうなるわけ ですかね。
0:34:35	施設管理課の冒頭です。運転担当課になります。常時確保する人数とし ては1名というふうに変更して
0:34:46	運転の人数規定の人数としては1億当たり4名しているのはですね、基 本的にナトリウムがすべてドレンされて、ローン
0:34:58	原子炉容器の中にナトリウムがあるんですけども、静的な状態で貯留し てるっていう状態ですので、必要な動いてる。
0:35:07	必要な原子炉の冷却等に必要な動的機器がないということと、基本的 には警報確認で初動は収まるというところについて、
0:35:18	常時確保する人数を1名以上、1億当たりの人数4名以上、その他です ね、巡視、それから定期定例試験に当たるところ、
0:35:29	こちらを第二段階以降やっていくのに、必要な人数を
0:35:35	算出したところ4名であれば、可能であるという判断をしてこういう人 数が変更しております。
0:35:43	はい。
0:35:44	一通当たりの人数を減らすってのはそうかなと思うんですけど。
0:35:49	ただの抽選にあの人になっていいのかっていうだけの疑問なんですけど ね。
0:35:55	はい
0:35:57	先ほど説明した通りですね、基本最初の初動はですね動的機器に対する 操作等が必要がなくなりますので、初動としては警報の確認指示の確認 というところですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:09	1人で問題ないという判断をし、
0:36:18	P u b lあり薄が言いたいのは、
0:36:21	理論上はゴトウ音だけ言う通りなんかかもしれないけれども、
0:36:26	そうじゃなくてですね。
0:36:28	その1人が倒れたらどうなんですかって、
0:36:33	その場合は、
0:36:36	基本的には、4名以上で行ったわか分かるわかるのか、わかるよ、なんです。たとえ、例えば、お腹が痛くなって、
0:36:47	倒れた場合でも、
0:36:51	1名は必ず確保するっていう形ですね。これはわかる。わかるよ、それでも保安規定上はさ。
0:37:01	1名以上になってれば、
0:37:04	1名いればいいんだ。
0:37:06	そうです。
0:37:07	そういうことは空白期間が開くっていうこと。
0:37:12	1名で運転した場合に、
0:37:14	僕はねその実際のお話を聞いてるんじゃないよ。はい。リックスのお話をしてるだけ。
0:37:20	或いは常務理屈のお話をしてるだけ。
0:37:24	五藤さんは、実際はこうなんですっていうのを交えながら説明しようとしている。それは違う。
0:37:31	1名以上いればいいじゃ1名で、警報だけ確認して、警報の、その確認だけをとりあえずできればいいと。それで現場に指示ができるかできますと、
0:37:41	わかりましたと。1名倒れましたと、その1名が倒れましたと。
0:37:46	1名以上いればいいと。
0:37:48	1名いましたと。
0:37:49	保安規定上政府ですと、警報になりましたところ、
0:37:53	英語おっしゃってて、
0:37:55	どうにもなりません。
0:38:03	ですね。
0:38:05	基本的に原子炉も稼働しておりませんし、低温停止の状態を常に継続しておりますので、警報の確認が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:14	が7の対応と、申しあげましたけども、たとえ、例えばその1名が連絡 取れなくなったとしても、4名はそのもんじゅ内にありますので、
0:38:24	本庄内で対応するという形になりますけれども、
0:38:28	警報の確認が必ず、速やかにできないと、もんじゅがもたないっていう 形ではないと思っております。
0:38:36	それは何で評価していくの。
0:38:39	何で評価しているとおっしゃいます廃止措置計画で評価してるんです か。
0:38:47	これ許認可の話をしていきます僕は。
0:38:50	はい。
0:38:50	はい。
0:38:52	不認可の中で、
0:38:54	警報があったままで放置をしても構いませんっていう認可を取ってるん ですかって言ってるのか。
0:39:02	そのような認可をとっておりません。だから、基本は今、何度も言うけ どさ。
0:39:07	理屈の話を聞いている今理屈の話を、
0:39:11	はい。
0:39:13	あなたは、
0:39:17	実際の話と交えて話してるから、違うってんだよ僕は。
0:39:23	1名でもいいよ1名以上いてもいいけど、その1名が今日失ったらどう するんですかって聞いている。
0:39:30	じゃ何もできないってことなのね、もう。
0:39:35	だって誰も見てないでしょ。
0:39:37	中央制御室には。
0:39:40	誰もいないでしょ。
0:39:43	1名しか。
0:39:48	えっとですね。
0:39:51	実際の話じゃないよ。はい。
0:40:02	これもう1回考えて欲しいこれ駄目。
0:40:05	駄目。
0:40:07	全然駄目。
0:40:10	考え直し。
0:40:12	はい。です。いいですかこれ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:15	えっとですね細野さんのおっしゃることはよく理解しました。でき、わか かると思うよ。はい。
0:40:21	わかってくれたらや。もう1回ちょっと考え直して、リロケーション、 僕は別に角田。
0:40:27	2名でもいいし、11名の体調不良を考慮した場合に必ず代替要員を確保 するとかなんかそういうのもいいけどさ。だけど、
0:40:40	うまく今の北井だと駄目だと思う。
0:40:43	須田です。再度検討いたします。
0:40:46	はい。
0:40:49	はい。そうしましたら、あるそういうことだろう。はい、そうです。
0:40:55	何か
0:40:57	いかに廃炉になったと言え、中を採用して1人しかいないってのは、何 か違和感ありますよね。
0:41:03	1人でいいやつになると、
0:41:05	5分もありますまだ、
0:41:08	わかりますんで、ここちょっともう少し深く突っ込んで切ったんだね。
0:41:13	廃措置中の事故として想定しているものに対して、
0:41:19	対応できるより初動要員とか何とかっていうのも変更しなきゃいけない んじゃないかって、
0:41:26	うんそんな時に事故収束ってというのが、いわゆる今の廃止措置計画認可上 の事故収束として可能性、可能であるのかどうかってというのが、
0:41:37	僕聞きたかったんですけど、実はここで、
0:41:41	なるほどね。そうですね。
0:41:45	だから、いや別にあれですよ。
0:41:49	過剰にしろと言ってるわけじゃなくて、その事故を小さくしなきゃいけ ないんすよ。本当。
0:41:54	いわゆるそのアライさんが言うところのダウンサイズを目指すためには ね。
0:41:58	今度は事故の量を追加していかなきゃいけない。だってどれちゃえば ね、もう漏れるところなんてもう明らかなんだから、そうなる、その 事故の縮小をさせてから初めて人が少なくできるんじゃないかと思うん だけども、
0:42:14	廃措置計画認可上は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:18	あ、すいません 4、4名の根拠はですね、基本、基本的にはナトリウム漏えい今SSLで0ルール状態へデータ持ってるんですけども、
0:42:28	先ほど説明の中で申し上げた通り、ナトリウムのRVに貯蔵してるっていう状態です、そこからのいろいろ事故想定であるナトリウム漏えいが発生したとしても、
0:42:39	ガードベッセルに落ちて終わりという形にはなりません。うん。そうですね。初動としてこれまでは、一次系にループが循環していて、ドレン操作を開始しなきゃいけないであったとか、
0:42:51	いろいろ調査が入ってきましたので五名というのを最初ニーズにしております。等の習得っていう観点でいきますと、いやガードベッセルで受けて終わりという形になりますので、
0:43:04	体験的には営業面で十分かと。
0:43:07	考えております。
0:43:08	それを評価してるわけで、あそこはもちろん評価しております。誰、どこにどういう人数を充ててっていう。
0:43:16	そう。だからそういうものとセットで説明して欲しいんだけども、
0:43:22	承知いたしました。
0:43:24	どうせ考え直さない。はい。以上です。
0:43:30	はい。始まったら、ほか。
0:43:34	江藤水井ちょっと続けて同じページの一番下、
0:43:39	2031年度にバルクナトリウム、
0:43:43	搬出作業が完了しない場合の、これ、具体的にどういうことになりますかね、何を書くんですか。
0:43:54	はい。現行の保安規定の変更申請案では、今ここに書かせていたバルクナトリウムの搬出作業の工程が達成できないというのが、
0:44:05	そういった判断をしたときに、部門長が、
0:44:08	工程を見直してそれを配布措置計画に反映して、変更認可申請を受けると、そのような内容を記載しております。
0:44:17	はい、わかりました。
0:44:26	ほ
0:44:27	他を、私は、
0:44:30	そそらお母さん規制庁側から確認コメント。
0:44:36	いかがでしょうか。
0:44:41	植野です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:45	資料の
0:44:49	1 ページ目で、
0:44:51	保安規定はその 10 月に、6 月と 10 月に、
0:44:56	分けているんですが、この 10 月保安規定の変更は、廃止措置計画く う。
0:45:06	今、関係ないと関係ないとか影響がないってということなんですかね。
0:45:18	今保安規定側の、
0:45:21	保安管理体制の変更のみというふうに考えておまして、廃措置計画側 への影響はないというふうに考えてます。
0:45:34	そこは廃止措置、
0:45:37	廃止措置計画の変更は考えてないと、保安規定を変更するのみというこ となんですね。はい。その通りでございます。
0:45:46	はいわかりました。
0:45:53	跳ねないんですかね。
0:45:57	本当に、
0:45:59	6 月に打数その廃止措置計画にはねないんですか。
0:46:05	6 月に出す廃止措置計画で、保安管理体制っていうのは一切変えないん ですか、第一段階から。
0:46:17	盛所長代理の出野といいます。
0:46:20	今回は、
0:46:24	保安管理体制という意味ではですね、組織改編については、今、検討 す、並行し検討を進めております。
0:46:35	そういう意味で保安管理体制の中の組織名称については、現行の第一段 階のもんじゅの組織体制からは、
0:46:45	変更をすることになると考えており、
0:46:55	豆腐
0:46:57	鶴田李のお話だと。
0:46:59	結局わあ、
0:47:05	組織学は変えますと、変えるんだけど、
0:47:09	10 月ですと、なんだけど、それまでは、ずっと今の第一段階の対策のま までいきますと、そういうことですかね。
0:47:18	保安管理、
0:47:22	関係で定めております松野秋山本管理体制だと、廃止措置管理燃料管理 等登録業務、保安管理、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:32	保安教育記録報告と、そういった保安規定の情報構成になってございます。今回変更認可申請を申請出させていただくにあたってはですね、
0:47:44	これで情報を網羅的に検討はしております。例えば施設運用上基準の技術的、
0:47:54	に決めておくべきところについても、いわゆる保安活動の各業務先ほど6業務と照らしてですね、が担うべき組織が実施する前提で検討して、
0:48:06	おります。例えば、運転管理と言った配置換にかかる業務を担う組織としては、現行のもんじゅの組織の施設管理課と燃料管理課っていうのがありますんで、
0:48:19	条例保守管理と言った施設管理を行う業務を担う組織としては、現行のもんじゅの組織では、機械保全課とか、電気保全課、施設保全課電力環境課というように、
0:48:32	下の組織名称はですね、時代とともにですねいろいろな呼び方をしておりますが、いわゆる保安活動の業務を、こういった組織が担うのかということについては、
0:48:47	保安規定の定めるところによってぶれるところではないと思いますので、その観点で、今回、こういった組織が、それぞれの条項に定める業務をやるべきかということについては、しっかり検討はしてきたつもりでございますので、
0:49:06	その業務を担う組織をですね、どのように呼ぶのか、舗装するのかということについてはですね、それはへ措置論が訴訟といえますか、
0:49:18	組織内ですね、手続きが少し我々もす大きな組織でありますので、時間を要しておりますして今回6月にあまり、6月度、
0:49:30	一緒というわけにはいかず、別途ということで冒頭、新居本部長の羽根の方から申し上げましたが、ただ、こういった業務の中身を、どの組織がやるのかということについては現行の組織と照らしてですね、
0:49:45	検討を進めてございますので、今回、6月で申請をさせていただいて、ご審議いただければなというふうに考えております。
0:50:01	6月2申請が出されて、
0:50:06	来るものっていうのは、
0:50:08	いわゆる1.5段階みたいなものなんですか。
0:50:14	応用自体ですね、第二段階に、保安寄贈として定めておかなければならないことは何かっていう観点では網羅的に議論しました。それを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:26	どう、どう、どの6業務の組織でやるべきかということについてはしっかりと検討しました。で、それを組織名称として主語を置くときには、言語の組織名称をとりあえずそのまま、記載させていただいております。
0:50:47	細田ですけど、
0:50:51	じゃあれなんですか。
0:50:53	6月になって10月に保安規定が出ますと。
0:50:58	そうすると、6月に出されたやつを、
0:51:01	10月までに廃止措置計画認可をしないと、6月にもう1回廃止措置計画認可の変更しているってことですよね。
0:51:16	すいません。所長代理の飯野ですが、今の
0:51:21	10月までは措置計画の認可が必要だという、おっしゃった、その軸が少し理解できなかったんですけど、そういったロジックなんですか。
0:51:32	いや今廃止措置計画の品質保証見ますからね。
0:51:39	そうすると、
0:51:41	前提となるものがない状態では、認可をするわけですよ。
0:51:48	だから今の現行の体制のままで、
0:51:51	だから我々として見た場合に第二段階に入ってないと思う。
0:52:00	午後は組織を変えるっていうのがドンドンという組織の変更かってのはよくわかってないんですけど、
0:52:08	組織も変更するんであればそれも踏まえて第二段階の変更なんじゃないかっていう気がしてるんですけど、
0:52:17	どう定義をすればいいのかなと思ってます。自分の中で、
0:52:21	もうちょっと竹井さんと議論したんですけどもね。
0:52:26	ただちょっとよくよくわからなくなっちゃったなっていう。
0:52:30	だからなぜ10月までにそのやんなきゃいけないのかっていうのは例えば10月までに廃止措置の家へ口径変更しとかないと、
0:52:39	もう1回その日双書体制が変わるわけですよ。
0:52:42	それを前提としてもう1回廃止措置計画がされるのかどうかという確認をした上で跳ねるだったらもう1回変更認可申請を10月に出さなきゃいけないんじゃないかっていう話ですよ。
0:53:02	竹内ですけども、昨日細田さんとお話させていただいたのは、
0:53:09	今回は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:13	第2段階の保安、
0:53:15	正として、技術的に、
0:53:18	決めるべきところがどうかというところで、網羅的に検討しますと、例えば施設運用上の基準とか、その他いろいろあると思いますけれども、
0:53:29	それをどういうふうの規定で短、どの課がやるのかとか、そういうところについては、
0:53:42	1措置計画の変更は廃止措置計画じゃない体制が、
0:53:47	確認、
0:53:49	確定した後に、
0:53:51	全員
0:53:53	申請するので審議いただきたいと。
0:53:56	ということで、一応分けられるんじゃないかと。
0:54:00	考えているので、
0:54:01	2段階ロケット方式で先生させていただきますとお願いしました。
0:54:07	だから、新たに
0:54:14	認可認可してそれをまた変更するという形ではない。
0:54:19	と理解してます。
0:54:23	もっと言うと、そのあと、いろいろ確認するところによると、
0:54:28	保安管理体制の体制でありますよね。
0:54:35	あれは、
0:54:39	第二段階の体制を踏まえて、かなりの部分変えていると。
0:54:46	あえて申請する。
0:54:47	ただその時に確定していないのは、
0:54:51	下の名称が確定していないので、
0:54:55	そこの部分については、遠いですが、申請させていただきたい。
0:55:02	ということだと思いますが、
0:55:05	今の制度の説明で間違っているかどうかちょっと、池田さんどうでしょうか。
0:55:13	はい。
0:55:17	その通りで問題ない。
0:55:19	岩川ございません。
0:55:32	だったら10月まで待たらっていう話なんですけどね。
0:55:48	それは、我々といたしましては措置計画書をつきましてはですね、この6月、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:58	申請をさせていただきたいというふうに考えております。というのも、しっかりと審査をいただく期間も必要だと考えておりますし、
0:56:08	もともと第一段階として燃料体の取出しを年内に終えるという目標でやってきているというのがございます。そのあと、
0:56:18	燃料体の取り扱い装置等の片付け等も含めて、しっかりと仕上げている時間から仕上げていくと。
0:56:29	いう期間を、あると思ってございますので年内にあい措置計画書の変更認可をさせていただきたいという考えでですね、半年前の申請、
0:56:41	いうことで取り組んで参りました。で、一方、保安規定の変更申請というのですね、排出計画書と同時に申請するというケースがございますので、
0:56:53	今回、同時に申請をさせていただきたいということで、ただ、我々の組織内の手続きとしてですね、来年の春、4月の組織改編を考えた場合にですね、
0:57:08	9月に組織決定をするというのが通例慣例となつてございますので、その組織名称をきちっと決めるというのはですね、
0:57:22	どうしても9月になってしまうということもございますので、二段階方式で出させていただければなというふうに考えている次第です。
0:57:36	等を、
0:57:39	なるほどですけど、
0:57:41	うちのチームの皆さんわかります。今野。
0:57:47	セクレタリー。
0:57:49	アリヨシです。すいませんちょっとあまりよくわかってなくて、
0:57:53	0という今月中には廃止措置へ計画の変更、認可申請出さなきゃいけないです。
0:58:02	それとセットで保安規定も出さなきゃいけないから何か出すとそう言ってるんですかね。
0:58:12	基本的には、タケウチですけども、
0:58:15	基本的に廃止措置計画と、
0:58:18	わあ、まあ、
0:58:20	ハードだけではないんですけども、基本的にハードがどういうふうになっていくかということを決め、それに対してどういう管理とか規制を切ってきてルール化するかどうかというのは保安規定、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:34	ということですので、やっぱりその廃止措置段階においても、安全確保においては、廃止措置計画と、保安規定というのは、
0:58:45	車輪の両輪のようにですね、一緒に申請するのが原則だと思っています。片方だけ見ていただいてもそれをどういうふうに、
0:58:56	運用するのかっていうところが明確でない場合はやっぱり全体的に、に確認いただくにはちょっと問題が生じるのかなという認識でございました。
0:59:08	従いまして農場としてもですね頑張って排出側の方、保安規定のところは、決めてきたところでございます。
0:59:20	ただ、
0:59:24	今回申請する体制保安管理体制は、当然実際に第二段階で運用する体制日本なんてほとんどなっているんですけども、
0:59:38	名称については確定できないという事由理由があるので、その部分だけは、
0:59:46	名称だけについては、後から申請させていただきたい。
0:59:51	ということでございます。
0:59:57	少しわかっていただきます。
1:00:04	これって
1:00:07	こういうやり方しかないんですかねと。
1:00:11	名称が決まらないという事実があるんだったら、
1:00:19	あるとして、
1:00:21	こういうやり方しかないんですかね。
1:00:40	あれ5.5年って、
1:00:41	あれでしたっけ今年の12月まででしたっけ。
1:00:45	だから第二段階に入るためには、年内に排出計画は、認可されなきゃいけないですよ。
1:00:55	李常務の荒井です。今、瓜生さんがおっしゃった通りで、5.5年というのは廃止措置計画上もですね、12月年末というふうになっていて、
1:01:04	現行委員会いただいているのは12月末までだというふうに我々は認識をしています。
1:01:12	そうしますと、そうでございますので12月末までにはですね、それ以降の活動について、認可をいただく。
1:01:23	経由でかつ第二段階をスタートをするのは組織も整備をした状態での4月からをですね、第二段階スタート。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:33	1月から3月までは、燃料取り出しが終了した後の後始末ではないですけど後始末であったりとか設備点検等を行ってですね、
1:01:45	謝意取り出しに向けた準備を進める。それらを12月末までに認可をいただかなくてはいけない。そうすると、6月、6ヶ月前の6月末には、
1:01:56	申請せねばいかんというふうに我々は考えてきました。
1:02:00	あれを3、第二段階が4月から始まったら何かを整理したっけ。
1:02:05	来年のA、
1:02:07	それでうまくない、全くないでしょ、凄まじくないし別にその5.5年を、
1:02:13	守りましたっていう話だけであれば、皆さん後、12月末までに申請すればいいですか。
1:02:21	終わりましたと言って、
1:02:24	人がください4月まで。
1:02:26	それでいいんじゃないの。
1:02:32	これ間違ってるかな。
1:02:34	各部どうよ。
1:02:39	ルポ
1:02:41	これまで監視チーム会合で、第2弾かいいはシームレスに行けるようにちゃんとしっかり抜けてるのがあって、終わりましたというふうな申請っていうのは、
1:02:52	何かこれまで言ってきたと思うし、会合で言ってきた場所と違うのかなっていう。
1:02:57	気はします。
1:03:01	確かにそういうやつもあったのかね。
1:03:03	それもあったな。確かにそういうやりとりがあった。
1:03:11	6月に出てくるのは、
1:03:13	結局、
1:03:18	挨拶計画と、あと組織変更してない状態での、
1:03:23	法案規定が出てくるってそういうことですか。
1:03:27	辞書払いです。その通りでございます。
1:03:32	それ組織のところにつきましてはこれは今後のご相談だと思いますけれども、保安規定の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:42	並行申請というか申請が適切なのか、或いは補正というかそういう対応が適切なのかというのは、ご相談を申し上げていかなきゃいけないなというふうに思っていました。
1:03:57	いや、多分今のペースでいくとですよ、多分6月末にでて、会合1回やれば、
1:04:05	もう1回後やったとして、
1:04:11	どんなに遅くても多分、10月には多分認可出せると思いますけどね。
1:04:18	ちょっと植田さんと家族が触れるんですかね。
1:04:23	矢部や中内農ボスは何かよ。言えない。
1:04:26	言ってるかどうかって、増えてくるんですかね。
1:04:29	どうなんですよ浦さん。
1:04:31	いや、それぐらいのスケジュール感だと思います。
1:04:37	おかしくないよね。はい。
1:04:42	やると多分、変更認可申請になると思うんですよ、保安規定は。
1:04:50	組織変更単独の力、今の5、小澤さん言われた状況だと、変更認可申請になるのは理解しました。
1:05:02	その変更認可充実の時に、廃止措置にはねないっていう説明も、
1:05:08	いるっていうことですかね。たらそうなるよね。
1:05:13	はい。そうですね
1:05:15	すいません私自身も、十分そのお父さんとかが気にされてるその廃措置計画にはねないっていうのが、ちょっと十分理解しきれてないところはあるかもしれないんですけど、
1:05:27	その
1:05:29	配送計画の中には個々個別具体的ですね何とかから何とかっていう記載はないというふうには私は認識をされていて、
1:05:37	そういう意味では直接的にですねはねる部分はないと、は考えております。
1:05:49	江本所長代理のいるのです。
1:05:53	は、
1:05:54	配当計画、精力的にご審議いただくのは非常にありがたいんですが、一方でですね、第一段階でも燃料体取出しの第4キャンペーンの燃料処理、
1:06:04	E V S Tから意見に持っていくことにつきましては、今の計画ですと8月の中旬お盆が明けたぐらいにスタートをしまして、最終、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:15	順調にいても、10月、
1:06:20	半ばから下旬あたりになろうかなというふうに思っていますので、少なくとも、この燃料を処理がすべての燃料池に行くというのはですね、
1:06:32	今、5人からいただく前提となる廃措置計画書、並びに保安規定の前提条件となっていてございますので、そこにまで至った上で、
1:06:42	やはり御認可いただくのではないかなとは、考えております。
1:06:52	午後メインテレビはよくわかんないんだけど、
1:06:56	今、
1:06:58	援護認可ですからね、追加されるような方がイメージなんですけど。
1:07:12	ただだから、第一段階第一段階生きたままで、
1:07:15	第二段階のものが追加されるというようなイメージなんですけども、
1:07:20	必要な変更、第一段階での、
1:07:24	中での必要な変更がされるというようなイメージ。
1:07:29	多分規制側では持っていると思うんですけども、
1:07:33	違うかな。
1:07:35	8のかな。
1:07:37	ちょっと、
1:07:38	あれ。
1:07:42	どうだっけ。
1:07:45	いや、いやいやいや。
1:07:49	すいませんちょっと私の方ではよくわかんなくてさっきから一生懸命聞いているだけなんですけど、
1:07:55	五藤です。すいません。
1:07:58	ちょっといいですか。
1:07:59	どうぞ。
1:08:02	おっしゃってるのは、廃止措置計画今おっしゃる通り対生活イメージなんで、別に市が大事なところはってようなかろうが、いいと思うんですけど。
1:08:15	保安規定の今の変更内容見ると、例えば3ページの燃料管理のところを航は削除しますみたいな変更があるんで、
1:08:25	その変更、燃料体の処理が終わってないのに認可するっていうのは、ちょっと引っかかるところなのかなというふうに思いました。
1:08:58	なんか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:11	いや、
1:09:17	まだ悩ましいね。
1:09:21	ここは、例えば、
1:09:24	方針なんか変更時期を、
1:09:28	燃料体の処理が完了し、
1:09:31	なければ、継続しますみたいななんかそういう、ちょっと、
1:09:36	何か変更時期の
1:09:39	記載を工夫すればいいような気もするんですけど。
1:09:57	いつから決定しますっていうところの記載を工夫すれば民間でできないことはないのかなというふうな、いや、
1:10:04	そうだね。はい。
1:10:06	ただし何とかのキーに限るみたいな形で書きちゃっていいか、パートナー、はい。ただし、これが終わってない場合はその限りでないって、だから、
1:10:17	それはあるかもしれない。確かに。
1:10:22	これ、この作業が終わってない限りはその限りではないっていうか、あれ以降次第って書くっていう、
1:10:29	それはあるかもしんないな。
1:10:33	次のときに、
1:10:35	それを探るっていうことは、
1:10:37	次の変更に生かしたいときでそれは悪いかもしれない。
1:10:57	ちょっといかんせんちょっとう。
1:11:00	何となく、
1:11:02	どうなのかな所、条文を見てそういう感じで気になるところがあるって いうことなので、
1:11:08	そのいわゆる移行時期、
1:11:10	移行のタイミングっていうんですかねそこに対する記載の追加は必要だと、規制側としては、
1:11:17	判断をしますね。
1:11:20	補足ですけども、
1:11:23	喜んだよねそれがね。はい、そうです。
1:11:26	だから何か言わなきゃいけないんでちょっとね。はい。ゴソウですけども、規制側としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:35	第一段階から第二段階に移行する時期について、保安規定上で明確に、移行のタイミングが読めるように記載をすべきだというふうに考えます。
1:12:03	減少機構荒でございます。今、細野さんが言われた点につきましては、どのように保安規定の申請案の中に落とし込むかというのは少し、
1:12:17	当方でも、機構の方でも検討させていただき、またご相談させていただきたいと思います。
1:12:24	はい。ホソノですありがとうございます。ちなみに全然関係ないんですけど、
1:12:30	チノー荒井さんの方は多分ついてきてくれてないと思うので、行政のヒアリングの仕方っちゃうのはこんな感じだというふうに認識していただくぐらいで今いいですから、中身はわかんないと思うので、
1:12:44	また、ウエノ研究部門のヒアリングの仕方と違うと思うんですけど、
1:12:50	我々が頭の中にあるのは、
1:12:54	いずれなんですね、保安規定の審査基準であるとか、あと廃止措置の認可基準であるとか、そういったところが何となく頭の中に入っていて、
1:13:07	何を規制すべきかというところを考えながら、今、議論をしていると。
1:13:13	というのが実際です。どこまで何を書かなきゃいけないのか、書いてもらうべきなのか。
1:13:19	それはシームレスにできるのかできないのかっていうそういったところを、我々、規制側としては見ていると。それに対して、そのもんじゅから回答をもらっているというのが今やってる内容ですから、
1:13:34	今分かんなくていいですよ。
1:13:36	感覚的に
1:13:38	若干上と比べれば、乱暴な感じがするかもしれませんがでも大体こんな感じですから、うちの契約では、
1:13:48	東海の場合もっとありますけど、こんな感じですから、
1:13:55	今わかんなくていいですけどこんな感じのだということを理解しといてください。今の時点では、
1:14:02	いいですか。はい、アライですありがとうございます。ありがとうございました。
1:14:11	はい。押ししましたら他何か。
1:14:15	規制側から、確認したいこととかございますでしょうか。
1:14:26	特にないようでしたら、すみません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:33	どうぞ、竹内ですけれども。
1:14:37	なお、
1:14:38	ちょっと
1:14:39	資料の4ページ。
1:14:42	について、
1:14:44	ちょっと追加で説明したいんですけど。はいどうぞ。
1:14:49	どうぞ。
1:14:52	わかってらっしゃると思うんですけども四角の中に燃料池の水位水温を施設運用上の基準に設定ということですので、
1:15:03	燃料が全部プールに出たので、そうそうしますということはそうだなということなんですけど、
1:15:11	その裏がCなんですけどもこれまでですねたくさんの施設運用上の基準を決めて参りまして、この下の絵に書いてあった、吹き出しで書いた方がいろいろこう書いてあるんですけども、
1:15:24	それについては、今回全部削るってことです。
1:15:32	で残るのが、燃料域の
1:15:36	施設運用上の基準だけになるということですので、
1:15:40	申請者はまだ見てくださいますとかなりそこところは大きく削られると思うんですよね。
1:15:48	それはそういうことですのでということでご承知おきいただきたいと思っています。
1:15:55	ナトリウムも同様キーワちょっと悟りは入ってるんですけども、そういうような状態において、ナトリウムの純度管理とか、
1:16:06	漏えい監視とか、そういうところの上部が全部削られますので、それはそのナトリウムが先ほど五島が説明したように一応潮流してるというような位置付けという形で整理して、
1:16:19	対応しておりますのでご承知おきください。
1:16:23	以上でございます。
1:16:28	はい、ありがとうございます。
1:16:30	何か。
1:16:32	今日時点で何か、北川から今野タケウチさん説明で、
1:16:37	確認する態度とかありましたら、
1:16:40	お願い。
1:16:44	アリヨシですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:48	燃料取り出しが終わったので、燃料費の方にこういってのはわかるんですけど、
1:16:57	南東リームの漏えい監視みたいなもんは、
1:17:02	いらなくなる。
1:17:04	危険物としての管理ってのがあってしょう。
1:17:12	すいません文字ゴトウです。おっしゃる通りです。危険物の取り扱いとしてQMSで管理していくという説明を最初の説明でさせていただきましたけども、
1:17:23	基本的に施設運用上の基準っていうところかというと、燃料費に貯蔵されている燃料体がありますので、そちらを施設運用上の基準としましてその他の
1:17:34	ナトリウム漏えいに関するところ、電源に関するところ、こちらについても性能維持施設として管理はしていきますし、QMSの中で、どういった管理をしていくかということも、記載していく予定です。
1:17:48	はい。
1:17:49	以上です。
1:17:54	漏えい監視やめるってわけでもないでしょ。例えばだから、34条ってことも、
1:18:01	もちろんです。
1:18:03	性能維持施設として、ナトリウム漏えい監視装置は運用していきますし、ほぼ同様の管理で
1:18:13	監視装置についてもそうですし、漏えいに関しても同様の扱いでQMSとして規定していく予定です。
1:18:21	なくなるわけではございません。
1:18:26	いや武内さんがこれすぽっと切りますよって言った時に、スパッと切っていくのがどういう意味か私の理解できてなくて、
1:18:34	配布の基準として、削除しますよって言うだけの話で管理としては継続していきます。
1:18:43	うん。
1:18:44	ですから閉鎖措置計画の6-1表にもありますし、QMSはもともとあるものもあるんですけども、保安規定で書かれていたような内容を、QMSの方で管理していくという形になります。
1:18:59	水位と水温ですか、舗装ですけど、
1:19:02	クールの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:06	水と水を、いわゆる一次文書第二次文書に落とすということですか。
1:19:10	違います。燃料池の水位水温については、保安規定にそのまま記載があってもともと 60 条に記載があるんですけども、その中で施設の基準としてそちらについては使っていきます。
1:19:24	それ以外のものについては Q M S それから配置措置計画。
1:19:29	性能維持施設として扱っていきますよ。
1:19:32	ちゃんと保全、補修保全していきますと、検査も受けていきますよという扱いです。
1:19:39	武さんなんで結構書きになったんだっけ。
1:19:46	はっきり申し上げて。
1:19:48	原子炉容器の中に、
1:19:50	名取宇津とフローしたナトリウムが存在しますと。
1:19:56	そういう状態で、ナトリウムの純度管理、漏えい監視ということが保安規定の施設の基準から削除されて、
1:20:07	削除されますよということをちゃんと認識していただきたいなと思ってい説明しますと、
1:20:14	保安規定の世界です。
1:20:19	てことは申し上げたのは保安規定の世界ではやるけれども、下部規定の中では、担当の漏えい監視も、漏えい検出器の
1:20:29	保守も続けて参ります。
1:20:34	いうことを説明しました。
1:20:39	一般のこの合理化は大賛成なんですけど、その合理的にやるっていうものについて、それがだから何自分所でやれるのかということいわゆる文章のマトリックスとね。
1:20:53	なぜそこに移行ができるのかっていうところの説明は、
1:20:58	少し用意しといた方がいいと思いますよね。それは僕らっていうよりは検査官向けにも、
1:21:05	山中さんとこだったら、もう山中さん結果じゃ人災だけどさ。
1:21:10	気になると思うんだよねこころ辺、
1:21:14	一応ですね、本日、門司ゴトウです。本日、説明した資料で事前に天田さんにはお話をさせていただきました。いや、ナトリウム漏えい等はどうしていくのかっていう話も聞かれましてその際に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:30	QMS、それからNEC施設としての管理は下の件、ただし施設運用上の基準としては、核燃料物等による災害の防止を図ることを目的として設置しておりますので、
1:21:43	そちらについては接遇養生の基準としてはあげませんよという話をさせていただいております。
1:21:51	特に異論等はございませんでした。
1:21:58	山中さんが言ってるはいいか。
1:22:05	いろいろ電源の質問とかもされたんですけども、その中でA-9Aの中では特に異論はないという話でしたっけ。はい。
1:22:24	少し
1:22:26	その辺のその後合理化案っていうのは全然載りますけど、
1:22:33	ロールに際してその合理的な理由をもって下げる、或いは、下部規定で見る、QMSの体系の中で十分だっというそういう説明が、
1:22:43	少しやっぱり、スライドなのでね、足りてないっていうところはあると思うんで、実際保安規定の申請の中の備考を見れば載ってるのかもしれませんが、
1:22:54	さすが牧草分厚いが読んでないので、
1:23:00	そうだな、そういうところは少しちょっと会合で説明はちょっと求めますかね、これもね。
1:23:06	その方がいいような気がしますね。
1:23:08	はい。森ゴトウです。そちらの方について各情報についての削除理由、合理化等の理由についても、施設運用上の基準に規定するものの考え方から、流れる形で説明させていただきたいと思っております。
1:23:31	はい。そうしましたら今の点のご対応よろしく申し上げます。
1:23:38	他、何か
1:23:40	当然あるでしょ。
1:23:44	すいません
1:23:48	はいどうぞ。ちょっと話に戻っちゃうんだけど、
1:23:52	ちょっとはっきり断っておきたいなと思ったのが
1:23:54	組織改正なんですけど、
1:23:58	所長代理議員であったりタケウチ本部長の御説明だと。
1:24:04	10月に変わるのは、もう組織の名称だけで、
1:24:10	そ、第2段階での組織図であったりとかそういうふうに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:18	学校職員の役割みたいなものは、6月に出てくるっていうふうな説明と受けとめたんですがそれで間違いない。
1:24:27	それで、
1:24:30	はい。職員自体が変わるわけではありませんので、運転管理いわゆる配送時間に施設管理を担う要員が
1:24:42	ここに来て流況を担う要員がこの各情報に対して、どうするのかということについては、検討をしっかりとやっておりますので、その要員がどういった組織に、
1:24:56	どういった組織名称の組織へ属するのかということについて、秋に決めさせていただいてそこは、
1:25:06	組織決定した名称に変えさせていただきたいとそういうことでござい。
1:25:12	終わるのは名称だけってということですか。
1:25:17	小モッコ
1:25:18	ず、いわゆる保安組織体制の図は当然、名称が変わりますので、関わりましては、名称が、
1:25:31	変わるっていうのと解説が変わるってのは違う話だと思うんですけど。
1:25:36	今変わるってことだった。
1:25:38	ずーにおける、名称が変わります。
1:25:46	という意味ですけども、すみません、ちょっと、いや、すみません。だから、だから
1:25:53	何とか、各課長が何をしますっていう、その何とか課長の部分は、
1:25:58	変わるけれども、その他の部分は一切変わらないってことでいい。
1:26:05	燃料環境課長。
1:26:13	名前だけが変わるんですか職員も変わるんですかってことです。
1:26:21	いや、もんじゅ所長代理の出野です。
1:26:28	先ほど少し例で述べましたが、例えば保全であれば、機械保全、便器保全、施設保税電力環境課とか、保全を担う組織としては、名称が四つあります。
1:26:42	それを、いいですか、基本的に、端的に答えたらどうですか。
1:26:48	名称だけですから職場変わるんですか、変わりませんというのは変わりがありませんって言ったらどうですか。
1:26:54	変わるんですか、変わらないんですかどっちですか。
1:26:57	すみませんそれのご質問の趣旨を確認しながらお答えさせていただいてたつもりです。すみません回りくどくて申し訳ございません文字の出野

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ですけども、今例えば保全であれば四つの課があるんですけども、それを組み合わせを合理的、少しシンプルにするということですので、
1:27:16	課の数としては減る方向になると思ってございます。
1:27:20	ただ減るということが、訴訟が変わるということであれば、所長が変わるということにはなりません。だから、その名称だけの変更とは言わないですかと思います。はい。
1:27:36	はい。すいませんいいんだけどさ、
1:27:44	要は6月に例えば廃止措置等を保安規定認可するじゃないですか。
1:27:50	10月までには多分認可できんですよ。また何かもう1回追加でね、また色、色も変わるということであれば、
1:28:00	もう1回審査しなきゃいけないですよ。
1:28:03	若い措置の方も下手するとはねる可能性があるかもしれないから、
1:28:07	そこ見なきゃいけないということですよ。
1:28:10	見なきゃいけないってことは一つの保安規定の変更認可施設にとどまらず、廃止措置の変更認可申請をしなきゃいけないっちゃうことですよ。僕だってなんか手間だから、そんなの10月に出してくれって言わざるをえないんだけど、
1:28:23	三浦さんの話だと、
1:28:27	なんで6月あるんですか。
1:28:31	これステークホルダーの話は、どうのこうのってのはあれでしょうけど、やれば6月の段階で、もうある程度もう9月の組織変更見据えたね。
1:28:41	その職務の内容の変更も踏まえて、課長の名前を変えるぐらいの変更に就学するぐらい目指してやってくださいよ、そんなの。
1:28:49	ばかりしいふ
1:28:55	そういう残らないからやめてくれる。
1:28:57	本当に、
1:29:01	つき合いたくないんだけどそんなに、
1:29:03	東海最初見なきゃいけないさ、僕に立って仕様を見てるからさ、そんなにもんじゅにかかりきりでもいられないから、
1:29:14	正直もう職務変更職務内容の変更も見据えた形で6月の申請を出してください。
1:29:22	で、9月の段階では、名前の変更だけですっていう話で、
1:29:27	できるような感じで要は体制図が若干変更するんでしょうけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:32	体制図の変更も名前の変更だけ。
1:29:36	だから保安規定の変更認可申請で図が変わるだけ、下燃料管理課長の名前が例えばその燃料ラゾーナジョウ保全課の下、名前が、
1:29:46	全部一緒になって第1保全課と第2保全課にそれぞれ集約しましたとかそれこそ程度。
1:29:53	そんな感じぐらいにしてくれませんかね。
1:29:57	素晴らしい。
1:29:59	性能式性資源なんだと思ってるんですか。
1:30:02	本児は、
1:30:19	僕は森と野上働いてるわけじゃないから、
1:30:23	もう1回ちょっと考え直しけどこれ。
1:30:25	すいません事象の流れでございます。
1:30:30	今、お父さんが言われたように、10月に出す時にですね、小が変わる。先ほど今言われたように
1:30:42	四つぐらいあるのが大長前勝第2保全課になるとかっていう、そこも今例示として言っただけだったので、そういう名称変更という意味での小変更のみとなる
1:30:57	ように、2度での発注地計画の審査とならないようにですね、
1:31:03	6月の申請をするべく、ちょっと考えさせていただきます。
1:31:13	本部長が目指してるところはわかるんだけど、
1:31:17	細かくうまくやっぱりその申請やっぱり出してこないとうちも事務手続き大変なって、
1:31:25	さらに、多分ここタイミング微妙で、6月に多分申請出してくれたけど担当員と認可出す時の担当員違うんですよねこれ。
1:31:36	恐らくは。
1:31:38	皆さんをかばういいんじゃないかなと思いますよ。
1:31:42	これ多分、
1:31:46	だとすると、
1:31:50	そういうのもあるので、少し、6月の段階でかなりフィックスしたようなものにしたい方がいいと思いますよ私は、
1:31:59	ほぼもうダイダンがこれでいいんだけども最後名称だ形、名称の変更がありますと。
1:32:06	名称の変更も込みで、もう職務の内容を変えてますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:10	それぞれの課長の職務の内容を変えてますと、だから、統合するだけなんですと、例えばそういう説明ができる程度のやつが、10月の段階の保安規定で出てきて保安規定の変更認可申請って分けるすぐ、
1:32:24	話にしてしまうよう張れないということだよ。そういうんだったらまだ付き合う、あれはありますけど、
1:32:30	ちょっと出野さんの説明は違う。
1:32:40	いずれにせよ、
1:32:41	なので今の新井さんの説明を信用します。
1:32:46	わかりました。本部長の物がよくわかりますので、少し、ちょっと多少遅くなっても結構ですから、
1:32:54	見直しただいてお出しただけると大変ありがたいと思います。
1:32:58	もんじゅは確か7月14だけ。
1:33:02	今、仮押さえしてるの、家族。
1:33:10	そうですね、はい。
1:33:13	なので、7月14までにお出しただければ、この議論できますので、
1:33:19	少しちょっと考え直すところは考え直していただいた方がよろしいかなと思います。
1:33:34	現状機構の新井でございます。承りました。
1:33:38	参事。
1:33:39	本庄所長代理出野です。しっかり検討させていただきます。
1:33:46	はい細田ですよろしくお願いします。
1:33:49	よろしくお願いします。
1:33:52	だから歩カー何か、改めて問題があってどうですか。
1:33:59	門間ヨコイさんの方からは何かございますでしょうか。
1:34:07	はい文科省の横井です。本日はご確認を。あといろいろご意見をいただきましてありがとうございます。私の方もですね、今回のご意見踏まえてき方と一緒に対応させていただきたいと思います。
1:34:21	引き続きよろしくお願いします。
1:34:23	以上です。
1:34:25	はい。ありがとうございます。
1:34:28	そうしましたら、今日も面談は、これも文字起こしやってますけれど、これは一応ここで終了したいと思います。
1:34:39	はい。お疲れ様でしたあえて録音終了いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。